

令和7年12月18日

各位

宮崎第一信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者への 不正送金対策の強化について

平素より、宮崎第一信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しています。

こうした状況を受け、当金庫はお客さまに保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座宛に対し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更して送金されるような異名義送金については、お取引を制限させていただく場合がございますので、ご了承ください。

お客さまの大切な資産を守るため、ご理解とご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

【振込依頼人名変更の具体例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
ミヤザキ ハナコ	ミヤザキ ハナコ	振込可
	123ミヤザキ ハナコ	
	ミヤザキ タロウ	振込不可

(注) 通常の投資目的等での暗号資産交換業者へのお振込や、通常の取引に伴う資金移動業者へのお振込を全て禁止するものではありません。

以上